

大阪府特別職報酬等審議会

会議資料

日時：平成 28 年 11 月 25 日

場所：議公会館 1 階談話室

事務局：総務部人事局企画厚生課

目次

資料 1	知事等の給料等に係る条例の改正について	1
	（参考）都道府県の知事の給料の額等の比較.....	3
	（参考）都道府県の知事の年収の比較.....	4
資料 2	行政委員の報酬に係る条例の改正について	5
資料 3	附属機関委員等の報酬に係る条例等の改正について	7
資料 4	行政委員（非常勤）の勤務実績について	8
	（1）平成 24 年度から平成 27 年度の一人当たり一月当たり平均日数.....	8
	（2）平成 27 年度の一人当たり一月当たり平均日数.....	9
	（3）平成 26 年度の一人当たり一月当たり平均日数.....	10
	（4）平成 25 年度の一人当たり一月当たり平均日数.....	11
	（5）平成 24 年度の一人当たり一月当たり平均日数.....	12
資料 5	平成 28 年人事委員会勧告（一般職給与）について	13
資料 6	一般職の平成 28 年度の給与改定について	17

資料 1 知事等の給料等に係る条例の改正について

(「(参考) 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」より)

(参考) 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

1 知事の退職手当の廃止及び給料月額の変改

(1) 知事の退職手当を廃止

区分	改定後		改定前	
	本則の支給割合	特例減額の割合	本則の支給割合	特例減額の割合
知事	—	—	100分の20	50%

(2) 知事の給料の額の変改

区分	改定後の額	改定前の額
知事	月額 1,500,000 円	月額 1,310,000 円

(考え方)

- 知事の退職手当の廃止に伴い、現行の退職手当の一任期(4年)分の額を1ヵ月相当に割戻し、給料の額に復元。

2 特別職の給料の額の変改について

知事、副知事、常勤の監査委員、常勤の人事委員会の委員及び教育長の給料の額の変改

区分		改定後の額	改定前の額
知事		月額 1,520,000 円	月額 1,500,000 円
副知事		月額 1,050,000 円	月額 1,030,000 円
常勤の監査委員	代表監査委員	月額 830,000 円	月額 820,000 円
	代表監査委員以外の監査委員	月額 680,000 円	月額 670,000 円
常勤の人事委員会の委員	委員長である委員	月額 830,000 円	月額 820,000 円
	その他の委員	月額 680,000 円	月額 670,000 円
教育長		月額 880,000 円	月額 840,000 円

(考え方)

- 知事及び副知事の給料の改定額については、平成23年4月1日から平成27年4月1日までの本庁部長級職員の給与改定率(+1.66%)を参考に改定。
- 行政委員の報酬等の改定額については、他の特別職との均衡から、本庁部長級職員の給与改定率(+1.66%)を参考に改定。
- 教育長の給料の改定額については、平成27年4月1日より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)」が施行され、改正前の教育委員長の職責が新たに加わったことを考慮の上、改正前の委員長と委員の日額報酬の差額に、平成24年度から平成26年度の委員長等の一人当たりの月平均勤務日数である4日に乗じた額を加算。他の特別職との均衡から、本庁部長級の給与改定率(+1.66%)を参考に改定。

※教育委員長と他の委員の職責差を加算して 1.66% をかける。

$38,000 \text{ 円 (委員長)} \times 4 \text{ 日} - 32,000 \text{ 円 (委員)} \times 4 \text{ 日} = 24,000 \text{ 円}$

$840,000 \text{ 円} + 24,000 \text{ 円} = 864,000 \text{ 円}$

$864,000 \text{ 円} \times 1.66\% \approx 880,000 \text{ 円}$

これまで教育委員長の日額報酬が 38,000 円、月の平均勤務日数（平均実績）が 4 日。

その他の委員の日額報酬が 32,000 円、月の平均勤務日数（平均実績）が 4 日。

3 施行日

平成 27 年 11 月 27 日。ただし、2 については平成 28 年 4 月 1 日。

(理由) 知事の退職手当の廃止等及び知事の給料の特例減額の改正は次期知事任期から（平成 27 年 11 月 27 日～）。給料額の改定については予算の関係上、新年度適用とするため。

(参考) 都道府県の知事の給料の額等の比較

平成28年4月1日現在
(単位:円)

		給料等月額			期末手当 (年額)		
		給料	地域手当 支給割合	月額 (地域手当含む)	順位	額	順位
1	北海道	1,380,000		1,380,000	11	6,203,100	14
2	青森県	1,270,000		1,270,000	30	5,524,500	38
3	岩手県	1,230,000		1,230,000	41	5,528,850	37
4	宮城県	1,310,000	4.5%	1,368,950	12	6,206,256	13
5	秋田県	1,210,000		1,210,000	45	5,263,500	41
6	山形県	1,212,000		1,212,000	44	5,447,940	39
7	福島県	1,320,000		1,320,000	17	5,933,400	24
8	茨城県	1,340,000		1,340,000	13	6,120,450	15
9	栃木県	1,290,000		1,290,000	24	5,892,075	25
10	群馬県	1,310,000		1,310,000	19	5,983,425	18
11	埼玉県	1,420,000		1,420,000	9	6,485,850	9
12	千葉県	1,390,000	9.0%	1,515,100	4	7,636,104	2
13	東京都	1,456,000	20.0%	1,747,200	1	7,997,080	1
14	神奈川県	1,450,000	11.5%	1,616,750	2	7,024,815	3
15	新潟県	1,246,000		1,246,000	35	5,691,105	34
16	富山県	1,300,000	3.0%	1,339,000	15	5,937,750	20
17	石川県	1,300,000		1,300,000	21	5,937,750	20
18	福井県	1,300,000		1,300,000	21	5,937,750	20
19	山梨県	1,250,000		1,250,000	33	5,709,375	32
20	長野県	1,278,000		1,278,000	28	5,837,265	28
21	岐阜県	1,340,000		1,340,000	13	6,592,800	7
22	静岡県	1,301,000		1,301,000	20	5,942,317	19
23	愛知県	1,354,000	9.3%	1,479,922	6	6,660,378	6
24	三重県	1,280,000		1,280,000	27	6,297,600	12
25	滋賀県	1,250,000		1,250,000	33	5,709,375	32
26	京都府	1,292,000	9.0%	1,408,280	10	6,340,748	11
27	大阪府	1,520,000		1,520,000	3	7,022,400	4
28	兵庫県	1,340,000	8.75%	1,457,250	7	6,563,655	8
29	奈良県	1,214,000	4.0%	1,262,560	31	5,728,501	31
30	和歌山県	1,210,000	5.0%	1,270,500	29	5,755,365	29
31	鳥取県	1,131,000		1,131,000	47	4,575,460	47
32	島根県	1,240,000		1,240,000	36	5,394,000	40
33	岡山県	1,290,000	3.0%	1,328,700	16	6,038,361	16
34	広島県	1,389,000	7.0%	1,486,230	5	6,711,786	5
35	山口県	1,290,000		1,290,000	24	5,892,075	25
36	徳島県	1,300,000		1,300,000	21	5,937,750	20
37	香川県	1,285,000		1,285,000	26	5,869,237	27
38	愛媛県	1,320,000		1,320,000	17	6,029,100	17
39	高知県	1,220,000		1,220,000	43	5,218,550	42
40	福岡県	1,350,000	5.4%	1,422,900	8	6,441,687	10
41	佐賀県	1,190,000		1,190,000	46	4,873,050	43
42	長崎県	1,260,000		1,260,000	32	5,755,050	30
43	熊本県	1,240,000		1,240,000	36	5,663,700	35
44	大分県	1,240,000		1,240,000	36	5,663,700	35
45	宮崎県	1,240,000		1,240,000	36	4,687,200	44
46	鹿児島県	1,240,000		1,240,000	36	4,687,200	44
47	沖縄県	1,230,000		1,230,000	41	4,575,600	46
	平均	1,294,000	-	1,322,901	-	5,934,574	-

※ 本表は特例減額前の額を記載

資料 1

(参考) 都道府県の知事の年収の比較

平成28年4月1日現在
(単位:円)

		年収		年収 (任期1年分の退職手当を含む)	
		額	順位	額	順位
1	北海道	22,763,100	11	31,208,700	15
2	青森県	20,764,500	32	32,956,500	9
3	岩手県	20,288,850	38	29,882,850	26
4	宮城県	22,633,656	13	32,851,656	10
5	秋田県	19,783,500	42	29,947,500	25
6	山形県	19,991,940	40	27,991,140	41
7	福島県	21,773,400	18	30,564,600	22
8	茨城県	22,200,450	14	31,205,250	16
9	栃木県	21,372,075	25	30,660,075	21
10	群馬県	21,703,425	19	30,663,825	20
11	埼玉県	23,525,850	8	33,749,850	6
12	千葉県	25,817,304	3	35,825,304	3
13	東京都	28,963,480	1	38,048,920	1
14	神奈川県	26,425,815	2	36,865,815	2
15	新潟県	20,643,105	35	30,062,865	23
16	富山県	22,005,750	15	32,145,750	13
17	石川県	21,537,750	22	29,337,750	32
18	福井県	21,537,750	22	30,897,750	18
19	山梨県	20,709,375	33	28,509,375	40
20	長野県	21,173,265	28	29,608,065	28
21	岐阜県	22,672,800	12	32,160,000	12
22	静岡県	21,554,317	21	31,702,117	14
23	愛知県	24,419,442	6	33,680,802	7
24	三重県	21,657,600	20	30,720,000	19
25	滋賀県	20,709,375	33	29,559,375	30
26	京都府	23,240,108	10	33,317,708	8
27	大阪府	25,262,400	4	25,262,400	47
28	兵庫県	24,050,655	7	34,181,055	4
29	奈良県	20,879,221	30	30,057,061	24
30	和歌山県	21,001,365	29	29,568,165	29
31	鳥取県	18,147,460	47	26,290,660	46
32	島根県	20,274,000	39	27,862,800	42
33	岡山県	21,982,761	16	31,115,961	17
34	広島県	24,546,546	5	33,763,950	5
35	山口県	21,372,075	25	29,112,075	36
36	徳島県	21,537,750	22	29,337,750	32
37	香川県	21,289,237	27	28,999,237	39
38	愛媛県	21,869,100	17	29,789,100	27
39	高知県	19,858,550	41	27,178,550	43
40	福岡県	23,516,487	9	32,264,487	11
41	佐賀県	19,153,050	46	27,007,050	44
42	長崎県	20,875,050	31	29,039,850	37
43	熊本県	20,543,700	36	29,322,900	34
44	大分県	20,543,700	36	29,025,300	38
45	宮崎県	19,567,200	43	29,239,200	35
46	鹿児島県	19,567,200	43	29,487,200	31
47	沖縄県	19,335,600	45	26,715,600	45
	平均	21,809,385	-	30,611,572	-

※ 年収は、給料、地域手当(該当都府県のみ)、期末手当が含まれる。

※ 本表は特例減額前の額を記載

資料 2 行政委員の報酬に係る条例の改正について

人 企 第 2327 号

平成 28 年 3 月 29 日

各行政委員会事務局 担当課長 様

総務部人事局企画厚生課長

行政委員会委員等の報酬の額の改定等について（通知）

大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年大阪府条例第9号）等が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、下記のとおり行政委員会委員等の報酬の額が改定されることとなりましたので通知します。

また、当該条例施行に伴う日額報酬の支給方法等の取扱について、下記のとおりとします。

記

1 報酬の額の改定

区分		改定後の額	改定前の額	備考	
教育委員会	委員	日額 33,000 円	日額 32,000 円	※2	
選挙管理委員会	委員長である委員	日額 39,000 円	日額 38,000 円	※1	
	その他の委員	日額 33,000 円	日額 32,000 円	※2	
	臨時に補充した委員	改定なし	日額 13,000 円		
監査委員	常勤の 監査委員	代表監査委員	月額 830,000 円	月額 820,000 円	
		代表監査委員以外の 監査委員	月額 680,000 円	月額 670,000 円	
	非常勤の 監査委員	代表監査委員	日額 39,000 円	日額 38,000 円	※1
		識見を有する者のうちから 選任された監査委員	日額 33,000 円	日額 32,000 円	※2
		府議会議員のうちから選 任された監査委員	日額 33,000 円	日額 32,000 円	※2
人事委員会	常勤の 委員	委員長である委員	月額 830,000 円	月額 820,000 円	
		その他の委員	月額 680,000 円	月額 670,000 円	
	非常勤の 委員	委員長である委員	日額 39,000 円	日額 38,000 円	※1
		その他の委員	日額 33,000 円	日額 32,000 円	※2

区分		改定後の額	改定前の額	備考
労働委員会	会長である委員	日額 39,000 円	日額 38,000 円	※1
	公益委員、労働者委員、 使用者委員	日額 33,000 円	日額 32,000 円	※2
	特別調整委員、 あつせん員	改定なし	日額 13,000 円	
収用委員会	会長である委員	日額 39,000 円	日額 38,000 円	※1
	その他の委員	日額 33,000 円	日額 32,000 円	※2
	予備委員、あつせん委員、 仲裁委員	改定なし	日額 13,000 円	
	参考人	一日につき 3,900 円を超えない範 囲内において、そ の都度委員会が 定める額	一日につき 3,800 円を超えない範 囲内において、そ の都度委員会が 定める額	
海区漁業調整委員会	会長である委員	日額 39,000 円	日額 38,000 円	※1
	その他の委員、専門委員	日額 33,000 円	日額 32,000 円	※2
内水面漁場管理委員会	会長である委員	日額 39,000 円	日額 38,000 円	※1
	その他の委員	日額 33,000 円	日額 32,000 円	※2
公安委員会	委員長である委員	日額 39,000 円	日額 38,000 円	※1
	その他の委員	日額 33,000 円	日額 32,000 円	※2

※1 一月当たりの勤務日数が8日を超える場合の報酬の額は、月額 312,000 円とする。

※2 一月当たりの勤務日数が8日を超える場合の報酬の額は、月額 264,000 円とする。

2 日額報酬の対象となる業務

従前のおり、別紙1「行政委員会委員等の日額報酬支給に関する取扱い要領」を御参照ください。

3 勤務日数報告書の提出

平成 24 年 4 月 1 日の改正で日額支給とした委員等に限り、当分の間、勤務実績が確定した後、四半期ごとに総務部人事局企画厚生課あて提出いただくこととしております。

平成 28 年 4 月 1 日以降、勤務日数報告書の様式について別紙 2 のとおり変更しますので、同様式を原則として提出してください。

資料 3 附属機関委員等の報酬に係る条例等の改正について

人 企 第 2328 号

平成 28 年 3 月 29 日

附属機関所管課長 様

総務部人事局企画厚生課長

附属機関委員等の報酬の額の改定について（通知）

大阪府教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年大阪府条例第9号）が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、平成28年4月1日以降の附属機関委員等の報酬の額について、下記のとおり改定されることとなったので通知します。

記

1 委員等の報酬の額

区 分	改 定 後	改 定 前
A	9,800円	9,600円
B	8,300円	8,200円
C	6,200円	6,100円

2 附属機関の委員等の報酬の額の区分

- A： 府政の重要な施策又は府政運営の基本的な事項の調査審議を行う機関で、構成委員の知名度、社会的地位が比較的高いもの
- B： 府政の比較的重要な施策又は府政運営の細部的な事項の調査審議を行うもの
- C： 各種試験の実施又は審議会の幹事等でその職務が比較的軽易なもの

資料 4

資料 4 行政委員（非常勤）の勤務実績について

(1) 平成 24 年度から平成 27 年度の一人当たり一月当たり平均日数

(単位:日)

		行 政 委 員 会									合計日数
		教育	人事	監査	公安	収用	選挙管理	労働	海区漁業調整	内水面漁場管理	
一人 当 た り 一 月 当 た り 平 均 日 数	平成24年度	4.2	4.8	5.3	8.1	5.1	3.8	9.3	1.4	0.9	6.0
	平成25年度	4.3	5.6	4.8	8.1	4.7	3.4	8.7	1.5	0.8	5.7
	平成26年度	4.0	5.7	5.1	7.5	6.0	3.7	8.8	1.4	0.6	5.8
	平成27年度	2.5	5.8	4.8	7.0	3.9	4.0	8.8	1.4	0.7	5.5
	4カ年平均	3.7	5.5	5.0	7.7	4.9	3.7	8.9	1.4	0.7	5.7

※ 各行政委員会の委員長及び委員の一人当たり一月当たり平均日数を基に算出

(2) 平成 27 年度の一人当たり一月当たり平均日数

(単位:日)

		行政委員会									合計日数
		教育	人事	監査	公安	収用	選挙管理	労働	海区漁業調整	内水面漁場管理	
第 1 四半期	4月	12	19	8	31	28	20	301	18	8	445
	5月	11	16	10	37	27	13	295	20	1	430
	6月	13	14	7	40	29	11	303	11	8	436
	小計	36	49	25	108	84	44	899	49	17	1,311
	委員数(人)	4	3	4	5	7	4	33	11	8	79
	一人当たり一月当たり平均日数	3.0	5.4	2.1	7.2	4.0	3.7	9.1	1.5	0.7	5.5
第 2 四半期	7月	12	20	25	34	27	12	297	8	7	442
	8月	9	19	32	18	23	10	294	17	0	422
	9月	12	23	32	42	28	13	318	18	8	494
	小計	33	62	89	94	78	35	909	43	15	1,358
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり一月当たり平均日数	2.2	6.9	7.4	6.3	3.7	2.9	9.2	1.3	0.6	5.7
第 3 四半期	10月	15	22	9	26	31	24	271	10	3	411
	11月	11	14	7	43	27	29	291	17	8	447
	12月	5	16	18	36	26	14	271	18	6	410
	小計	31	52	34	105	84	67	833	45	17	1,268
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり一月当たり平均日数	2.1	5.8	2.8	7.0	4.0	5.6	8.4	1.4	0.7	5.3
第 4 四半期	1月	10	16	31	39	26	11	270	16	8	427
	2月	12	15	33	29	29	18	271	17	0	424
	3月	19	16	19	43	30	17	309	18	6	477
	小計	41	47	83	111	85	46	850	51	14	1,328
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり一月当たり平均日数	2.7	5.2	6.9	7.4	4.0	3.8	8.6	1.5	0.6	5.5
年間	一人当たり一月当たり平均日数	2.5	5.8	4.8	7.0	3.9	4.0	8.8	1.4	0.7	5.5

資料 4

(3) 平成 26 年度の一人当たり一月当たり平均日数

(単位: 日)

		行 政 委 員 会									合計日数
		教育	人事	監査	公安	収用	選挙管理	労働	海区漁業調整	内水面漁場管理	
第 1 四半期	4月	19	14	14	40	35	9	283	18	0	432
	5月	14	12	13	36	43	12	278	19	9	436
	6月	20	16	18	36	51	9	301	11	8	470
	小計	53	42	45	112	129	30	862	48	17	1,338
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	3.5	4.7	3.8	7.5	6.1	2.5	8.7	1.5	0.7	5.6
第 2 四半期	7月	23	18	22	58	37	8	274	8	8	456
	8月	12	15	27	26	41	10	263	17	0	411
	9月	18	28	35	31	38	11	322	18	0	501
	小計	53	61	84	115	116	29	859	43	8	1,368
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	3.5	6.8	7.0	7.7	5.5	2.4	8.7	1.3	0.3	5.7
第 3 四半期	10月	20	18	9	44	52	15	296	10	2	466
	11月	22	15	11	41	42	27	287	16	7	468
	12月	10	17	20	26	41	27	267	18	7	433
	小計	52	50	40	111	135	69	850	44	16	1,367
	委員数(人)	4	3	4	5	7	4	33	11	8	79
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.3	5.6	3.3	7.4	6.4	5.8	8.6	1.3	0.7	5.8
第 4 四半期	1月	14	14	21	45	46	10	300	18	7	475
	2月	19	18	20	30	42	16	287	18	0	450
	3月	21	20	35	38	34	24	320	17	7	516
	小計	54	52	76	113	122	50	907	53	14	1,441
	委員数(人)	4	3	4	5	7	4	33	11	8	79
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.5	5.8	6.3	7.5	5.8	4.2	9.2	1.3	0.6	6.1
年間	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.0	5.7	5.1	7.5	6.0	3.7	8.8	1.4	0.6	5.8

(4) 平成 25 年度の一人当たり一月当たり平均日数

(単位: 日)

		行 政 委 員 会									合計日数
		教育	人事	監査	公安	収用	選挙管理	労働	海区漁業調整	内水面漁場管理	
第 1 四半期	4月	21	15	15	37	30	8	278	18	8	430
	5月	18	15	14	51	30	13	291	19	1	452
	6月	22	17	12	26	29	16	284	8	8	422
	小計	61	47	41	114	89	37	853	45	17	1,304
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.1	5.2	3.4	7.6	4.2	3.1	8.6	1.4	0.7	5.4
第 2 四半期	7月	30	14	22	43	37	28	316	19	8	517
	8月	18	15	34	42	33	10	268	18	8	446
	9月	21	24	35	49	31	9	295	18	8	490
	小計	69	53	91	134	101	47	879	55	24	1,453
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.6	5.9	7.6	8.9	4.8	3.9	8.9	1.7	1	6.1
第 3 四半期	10月	30	20	10	46	32	17	306	19	2	482
	11月	22	14	9	45	27	8	286	19	7	437
	12月	15	22	9	42	29	20	270	17	8	432
	小計	67	56	28	133	88	45	862	55	17	1,351
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.5	6.2	2.3	8.9	4.2	3.8	8.7	1.7	0.7	5.6
第 4 四半期	1月	23	12	30	44	30	9	280	16	8	452
	2月	13	15	24	32	38	13	281	18	0	434
	3月	22	17	15	29	46	14	291	8	7	449
	小計	58	44	69	105	114	36	852	42	15	1,335
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	3.9	4.9	5.8	7	5.4	3	8.6	0.3	0.6	5.6
年間	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.3	5.6	4.8	8.1	4.7	3.4	8.7	1.5	0.8	5.7

資料 4

(5) 平成 24 年度の一人当たり一月当たり平均日数

(単位: 日)

		行 政 委 員 会									合計日数
		教育	人事	監査	公安	収用	選挙管理	労働	海区漁業調整	内水面漁場管理	
第 1 四半期	4月	12	11	14	39	44	9	273	26	10	438
	5月	13	10	14	53	41	12	316	21	1	481
	6月	23	15	13	46	34	9	320	17	8	485
	小計	48	36	41	138	119	30	909	64	19	1,404
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	3.2	4.0	3.4	9.2	5.7	2.5	9.2	1.9	0.8	5.9
第 2 四半期	7月	16	13	27	34	36	8	323	17	5	479
	8月	21	10	32	32	17	10	304	19	5	450
	9月	17	21	27	39	36	15	327	12	8	502
	小計	54	44	86	105	89	33	954	48	18	1,431
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	3.6	4.9	7.2	7.0	4.2	2.8	9.6	1.5	0.8	6.0
第 3 四半期	10月	33	15	14	42	48	14	324	14	2	506
	11月	29	16	20	55	34	22	333	11	12	532
	12月	20	13	20	44	28	31	265	11	14	446
	小計	82	44	54	141	110	67	922	36	28	1,484
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	5.5	4.9	4.5	9.4	5.2	5.6	9.3	1.1	1.2	6.2
第 4 四半期	1月	22	15	29	36	41	13	310	12	8	486
	2月	21	17	21	36	36	12	287	8	7	445
	3月	26	15	23	27	35	25	309	15	8	483
	小計	69	47	73	99	112	50	906	35	23	1,414
	委員数(人)	5	3	4	5	7	4	33	11	8	80
	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.6	5.2	6.1	6.6	5.3	4.2	9.2	1.1	1.0	5.9
年間	一人当たり 一月当たり 平均日数	4.2	4.8	5.3	8.1	5.1	3.8	9.3	1.4	0.9	6.0

資料5 平成28年人事委員会勧告（一般職給与）について

（「平成28年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（平成28年10月17日大阪府人事委員会）」より）

報告及び勧告のポイント

○月例給は4年ぶりの引下げ、特別給（ボーナス）は3年連続の引上げ

Ⅰ. 月例給

本年4月分の職員給与は、民間を1,075円(0.28%)上回っている。
この較差を踏まえ、給料表に定める給料月額を引下げ

Ⅱ. 特別給（ボーナス）

特別給を0.1月分引上げ（年間4.20月分⇒同4.30月分）
民間の状況を踏まえ勤勉手当に配分

Ⅲ. 改定時期

平成28年4月1日に遡って改定
ただし、月例給については、平成29年4月1日から改定

○扶養手当を国に準じて見直し

Ⅰ. 手当額

配偶者に係る手当額を引下げ(6,500円)
子どもに係る手当額を引上げ(10,000円)

Ⅱ. 改定時期

国に準じて平成29年4月1日から段階実施

1. 民間との給与較差

(1) 月例給

職員給与(A)	民間給与(B)	較差(B-A)
383,916円	382,841円	▲1,075円(▲0.28%)

・職員給与算定の対象となる行政職給料表適用職員の平均年齢は42.2歳である。

(2) 特別給（ボーナス）

年間支給月数	職員	民間
	4.20月	4.32月

・「民間」は、昨年8月から本年7月までの特別給（ボーナス）の支給月数。
「職員」の支給月数は0.05月単位で増減させている。（二捨三入）

2. 月例給較差の発生要因

給与データの除外（民間給与データのうち、給与額の上下2.5%ずつ、合わせて5%のデータを除外）を行わず、役職の対応関係を見直すこととした結果、いわゆるマイナス較差となったもの。

3. 給与改定の内容

(1) H28 公民較差に基づく較差の解消

〈月例給〉

給料表に定める給料月額を引下げ

- ・行政職給料表：一律0.3%引下げを基本。(平均改定率▲0.2%)
 <初任給～20代前半は引下げなし。20代後半は、0.1～0.2%引下げ>
- ・その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に改定。
- ・再任用職員：一律0.3%引下げ。

-較差解消額の内訳-

給料表▲767円 扶養手当▲200円(※1) はね返し分(※2)▲108円

※1：扶養手当額の改定に伴い、現行、国を上回る部分を国と同額とすることにより生じる分

※2：給料等に対し一定割合で定められている手当額等の減少分(地域手当など)

〈特別給(ボーナス)〉

支給月数を引上げ【4.20月→4.30月】

民間の状況を踏まえ、勤勉手当に配分。

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
期末手当	1.225月(改定なし)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.85月(現行0.80月)	0.85月(現行0.80月)

〈改定時期〉

月例給は平成29年4月から、特別給は平成28年4月に遡って改定。

(2) 扶養手当の見直し

国に準じて手当額を改定し、平成29年4月から段階実施(平成32年度まで)。

- ① 配偶者 6,500円
- ② 子 10,000円
- ③ 本庁課長等(行政職6級)の職員 子以外の扶養親族 3,500円
- ④ 部長級・次長級(行政職8級・7級)の職員 子以外の扶養親族非支給

4. 賃金構造基本統計調査(賃金センサス)の活用・研究

平均給与月額を比較したところ、20歳台後半から30歳代前半はほぼ均衡し、それ以降の年齢階層においては、職員の平均給与月額が、民間を下回っており、その状況をも勘案して給料表改定を勧告。

5. 職員(行政職給料表適用者)の年収への影響額(平成28年度)

	現行額	勧告実施後試算額	増減
平均給与月額	383,916円	383,916円	0円
年間平均給与額	6,258千円	6,297千円	39千円

6. 大阪府財政への影響額

年間で約35億円の増額(特別給)

※共済費は含まない。

7. 給与制度、人事管理等に関する本委員会の「意見」

(1) 給与制度について

ア 職員給与のあり方

人事委員会制度は、憲法で保障された労働基本権の制約に係る合憲性の根拠となる代替措置として位置づけられるものであり、とりわけ給与勧告は、職員の生活を維持するための措置として、人事委員会制度の中でも最も重要なものである。

任命権者においては、平成 26・27 年の勧告を完全には実施していないが、給与勧告が尊重されることなく、その本来の機能を果たし得ないと評価される場合は、労働基本権の代替措置としての機能を果たしたとは言えないものである。

職員給与は、義務的経費であり、危機的な状況にない限り、厳しい財政状況下においても、予算上適切に措置される必要がある。

イ 管理職給与等のあり方

任命権者において、職員の年齢構成の状況も踏まえつつ、組織や職制・職階のあり方などについて、将来の大阪府を見据えた検討を進められているところであり、課長級給料の定額化も含めて、管理職給与のあり方について検討することを求める。

管理職手当に係る減額措置の取扱いについて再考を求める。

ウ 再任用職員の給与

再任用職員には、定年前と同等の能力発揮等が期待され、これまで培ったノウハウを組織内に継承していくことが求められており、職務・職責に相応しい給与水準のあり方が重要な検討課題。再任用職員の給与水準や給与制度等について、引き続き、国の動向を注視するとともに、民間における対応状況、本府における実情等も十分考慮して、検討を行っていく。

エ 昇給制度

55 歳を超える職員の昇給抑制のあり方について、国と比較して昇給カーブのフラット化が図られている状況を勘案しつつ、国、他の都道府県及び民間の動向も踏まえ、検討する必要がある。

人事評価結果の昇給への反映について、人事評価制度の目的により適ったものとなるよう、引き続き、検討することが求められる。

(2) 職員の意欲・能力向上につながる人事制度

ア 人事評価制度

現在の人事評価制度そのものについての理解が得られていない原因は、相対評価により、絶対評価よりも下位区分に評価される現象を生じさせていることにあり、活躍が期待される数多くの職員に不安感を与えかねない状況は、組織の活力の維持、向上の観点から、看過し得るものではない。

相対化の仕組みを設けることがあり得るとしても、相当数の職員に絶対評価と相対評価の結果の乖離が生じている現状は、職員の理解と信頼が得られる制度とは言い得ない。

相対化を行う場合は、職員の理解が得られるよう評価手法の改善に努める必要があるとともに、相対評価における評価区分の分布割合を柔軟化する運用、あるいはそのための制度設計の見直しが検討されるべきであると考えます。

イ 有為な人材の確保

採用試験の実施方法が、受験者の能力や適性を的確に判定し、採用後、行政の第一線で期待される役割を果たし得る人材を確保することとなっているかについて、任命権者と協力して研究・検証し、必要に応じ試験制度や人材育成のあり方について所要の改善を図っていく必要がある。

ウ 管理職の公募

これまでの経過や課題を踏まえた上で、適材適所の観点から庁内外の優秀な人材が登用され、一層の組織の活性化や教育環境の充実につなげていくことが求められる。

エ 高齢期職員の能力活用

再任用制度については、人材の有効活用、ノウハウの継承の観点からも、引き続き効果的に運用する必要がある。国や民間の動向等をも踏まえつつ、一層の職域拡大を図るなど、さらなる取組みが求められる。

高齢期職員が公務内外を問わず、その能力や経験を社会で十分に発揮できるよう、引き続き積極的な取組みを望む。

(3) 働き方改革の実現

ア 勤務条件の改善等

女性職員や高齢期職員の活躍が期待されており、そのためにも、長時間労働の是正のほか多様で柔軟な働き方を構築していくことが重要であり、任命権者においては、本府の実情、組織の現状等を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す観点からも、職員の働き方としてどのような態様が必要であるかを検証し、そのための新たな仕組みづくりを含めた具体的な取組みが求められる。

仕事と家庭の両立支援が大きな社会的要請であるとの認識のもと、この方向性に沿ったさらなる制度の充実を図ることが重要であるため、国家公務員との均衡の観点からも、人事院勧告に準じた取扱いを基本とし、任命権者において、今後、必要な措置が適切に講ぜられることを求める。

イ 時間外勤務の縮減

長時間労働の是正は喫緊の重要な課題である。生死にかかわる過労死ラインを超える時間外勤務者が多数かつ漸増の傾向にある状況を、もはや放置することは許されず、早急な対応が求められる。

管理・監督者は、看過し得ない過労死ラインを超える時間外勤務を含め、時間外勤務が常態化している現状の重大性を認識した上で、実態の把握、課題の抽出、目標及び対策の明示を行い、組織を挙げて全力を傾注して取り組み、その結果を次の対策にいかすことが重要である。

時間外勤務の縮減に向けては、全庁を挙げて取り組むことが肝要であり、任命権者において、メッセージの発出等も含め、より一層強力に取り組まれることを求める。

ウ 女性職員の活躍推進

民間労働法制の改正内容に即した必要な措置を適切に講ずるとともに、主査級昇任考査の受験促進に向け、女性職員が管理職等責任ある立場で活躍できるよう、職場全体の意識改革と環境づくりなど、より一層組織的な取組みを進めていくことが必要である。

エ 健康管理・メンタルヘルス対策

職員に対し、ストレスチェック制度の趣旨等を十分周知し、ストレスへの気づきを促すことが重要である。さらに、ストレスチェックの結果を所属ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努めることが必要であり、これらを通じて、引き続き、メンタルヘルス対策の一連の取組みを継続的、計画的に進めることを求める。

オ ハラスメントの防止

男女雇用機会均等法等の改正を踏まえ、適切に対応する必要がある。

ハラスメントを起こさないことが重大な責務であることを管理職に徹底するとともに、職員一人ひとりがハラスメントを許さないという価値観を共有するよう、引き続き積極的な取組みを推進する必要がある。

(4) 公務員制度をめぐる諸課題について

ア 教職員を取り巻く諸情勢

教員の長時間労働が常態化しており、課題は深刻であると言わざるを得ず、教育委員会においては、従来の学校長を通じた対応によるだけでなく、自らの責任として教職員の現場の実情把握に努め、速やかに長時間労働の抜本的解決に向けた具体的な対応が求められることを強く指摘する。

教員定数の一部に定数内講師を配置し、産休・育休等を取得した教員の代替としても講師を配置しているが、教育委員会においては、引き続き、中長期的な観点も含めて適正な教員の配置に努めることが求められる。

イ 非常勤職員の処遇

臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等のあり方についての国の研究会の検討結果、国、他の都道府県の動向などにも留意しつつ、より一層適正な勤務条件の確保に努め、非常勤職員が高い意欲を持って勤務することができるよう取り組まれることを求める。

資料 6 一般職の平成 28 年度の給与改定について

(「職員団体との交渉における最終回答の内容 (報道向け資料)」より)

平成 28 年 11 月 16 日

総務部人事局企画厚生課

職員団体との交渉における最終回答の内容**(1) 公民の給与較差に基づく改定****《月例給》****◆H28 年 4 月時点の較差を解消するための改定**

- ・ H28 年 4 月から 12 月の較差相当額を H29 年 2 月の給料より減額
- ・ H29 年 1 月より給料表を引下げ (平均▲0.3%)

人事委員会勧告では、H29 年 4 月実施

【人件費影響額】約▲13 億円/年間

《ボーナス》**◆H28 年 4 月に遡って、勤勉手当を 0.1 月分引上げ (年間 4.2 月→4.3 月)**

人事委員会勧告どおり実施

【人件費影響額】約 42 億円/年間

(2) 扶養手当 (段階的实施)

配偶者に係る手当額を引下げ (13,800 円→ 6,500 円)

子どもに係る手当額を引上げ (6,500 円→10,000 円)

人事委員会勧告どおり実施